

様式第4号（第11条関係）

基 総 第 8 7 3 号

平成28年8月24日

江 渕 勉 様

基山町長 松 田 一 也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

7月26日に提案を受けた件につきまして回答いたします。

2. 取扱いの理由

防災行政無線につきましては、町民の皆様へ緊急時の情報伝達手段の一つとして設置しており、現状把握について質問された回答については以下のおとりです。

①防災行政無線放送で、必要な地区（町民）へは確実に情報が届く放送システムであるか。

回答：防災行政無線は町民の方への情報をお伝えする手段の一つとして考えており、防災行政無線とは別にエリアメールや基山町のホームページで情報を配信しております。また、土砂災害が予測される地区につきましては、職員により避難所開設情報を電話でお知らせしております。

土砂災害が予測される地域等につきましては、防災行政無線の情報伝達手段を今年度中に検討いたします。

②可聴エリア（音達距離）は何m。

回答：現在設置されているスピーカーは次のとおりです。

レフレックスホーン 30w 音達距離：前方約300m

ストレートホーン 30w 音達距離：前方約400m

ストレートホーン 50w 音達距離：前方約500m

③放送が届きにくい地区があればその地区を地図（どのような地図でもよい）へ表記してください。

回答：別紙図面はスピーカーの性能を考慮し想定した範囲です。実際にどこまで聞けるかの調査を今年度に行い、改善の検討を行います。

④豪雨時には、家の中にいる町民へ確実に情報が届くのでしょうか。

回答：豪雨時に家の中にいる町民の方へ防災行政無線の情報は聞き取りにくいと思いますが、情報発信の設定状況としましては、音圧レベルを55デシベル程度とし、日常生活で人にうるさく感じさせるレベルであると下の表より判断し設定しております。

騒音レベル（dB）	相当する環境	うるささの程度
80	地下鉄車内、貨物トラック	極めてうるさい
70	タイプ室内	うるさい
60	交通頻繁な街路、デパート	うるさい
50	普通の食堂、事務室	普通の日常生活
40	居室やアパートでのラジオ	普通の日常生活
30	静かな住宅でのラジオ音楽	静か

（伊藤毅著「騒音制御工学」コロナ社より）